

厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和2年8月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和2年8月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,300万人であり、前年同月に比べて、6万人（0.1%）減少している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険(第1号)	2,466,793	40,734,811	25,005,216	15,729,595	312,381
船員以外	2,462,634	40,682,462	24,952,867	15,729,595	312,264
一般男子	・	24,952,400	24,952,400	・	354,297
女子	・	15,729,595	・	15,729,595	245,583
坑内員	・	467	467	・	365,987
(再掲) 短時間労働者	37,204	512,738	136,253	376,485	146,256
船員	4,159	52,349	52,349	・	403,499
国民年金	・	22,261,820	7,529,754	14,732,066	・
第1号	・	14,013,218	7,348,169	6,665,049	・
任意加入	・	182,357	64,943	117,414	・
第3号	・	8,066,245	116,642	7,949,603	・
合計	・	62,996,631	32,534,970	30,461,661	・

注. 厚生年金保険(第1号)の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 令和2年8月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,469万人であり、前年同月に比べて、8万人（0.2%）減少している。

注. 厚生年金保険(第1号)の受給(権)者とは、厚生年金保険受給(権)者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給(権)者及び短期要件分の遺族厚生年金受給(権)者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表2 制度別年金受給者数

(単位:人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険(第1号) 計	35,559,065	15,423,174	14,039,269	457,162	5,620,618	18,842
旧共済組合を除く	35,210,403	15,216,836	13,974,004	454,530	5,546,668	18,365
旧法	842,108	292,460	221,223	30,697	279,751	17,977
新法	34,349,261	14,917,927	13,751,883	422,847	5,256,604	・
(再掲) 基礎あり	26,426,910	13,863,155	12,210,675	288,260	64,820	・
基礎または定額あり	26,173,128	13,935,525	12,237,603	・	・	・
基礎繰上げあり	1,979,222	579,768	1,399,454	・	・	・
基礎繰上げなし	24,193,906	13,355,757	10,838,149	・	・	・
基礎及び定額なし	2,496,682	982,402	1,514,280	・	・	・
船員保険(旧法)	19,034	6,449	898	986	10,313	388
旧共済組合 計	348,662	206,338	65,265	2,632	73,950	477
旧法	94,295	68,475	2,186	1,032	22,125	477
新法	254,367	137,863	63,079	1,600	51,825	・
(再掲) 基礎あり	198,254	136,763	60,150	1,339	2	・
国民年金 計	35,753,076	32,729,521	930,833	2,007,009	85,713	・
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	7,653,746	5,567,109	418,025	1,638,438	30,174	・
旧法抛出し	757,633	407,126	303,963	38,097	8,447	・
新法基礎年金	34,995,443	32,322,395	626,870	1,968,912	77,266	・
(再掲) 基礎のみ	8,000,868	6,221,843	106,102	1,645,128	27,795	・
(再掲) 基礎のみ共済なし	6,896,113	5,159,983	114,062	1,600,341	21,727	・
福祉年金	17	17	・	・	・	・
合計	44,686,994	34,152,794	2,699,277	2,174,572	5,641,509	18,842

- 注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金(第1号)のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険(第1号)と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出しに計上している。

○ 令和2年8月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49兆7千億円であり、前年同月に比べて、3千億円（0.5%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

表3 制度別受給者年金総額

(単位：百万円)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,540,387	17,206,974	2,464,332	316,452	5,547,505	5,124
旧共済組合を除く	25,135,176	16,903,870	2,449,694	314,000	5,462,603	5,009
旧法	877,708	463,968	83,304	36,012	289,516	4,908
新法	24,219,154	16,421,176	2,366,080	275,898	5,156,000	・
(別掲)基礎年金	18,011,215	9,795,726	7,907,251	245,744	62,495	・
船員保険(旧法)	38,314	18,726	309	2,090	17,087	101
旧共済組合計	405,211	303,104	14,638	2,452	84,902	115
旧法	173,143	144,671	1,035	1,469	25,853	115
新法	232,068	158,433	13,603	982	59,050	・
(別掲)基礎年金	147,239	101,951	44,177	1,109	2	・
国民年金計	24,125,154	22,088,967	214,621	1,735,608	85,957	・
(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年	4,959,774	3,414,596	95,691	1,423,051	26,436	・
旧法拠出制	308,472	201,184	69,983	33,505	3,799	・
新法基礎年金	23,816,681	21,887,783	144,638	1,702,103	82,158	・
(再掲)基礎のみ	5,468,053	3,989,936	21,258	1,427,582	29,277	・
(再掲)基礎のみ共済なし	4,651,302	3,213,412	25,708	1,389,546	22,637	・
福祉年金	7	7	・	・	・	・
合計	49,665,548	39,295,948	2,678,953	2,052,060	5,633,462	5,124

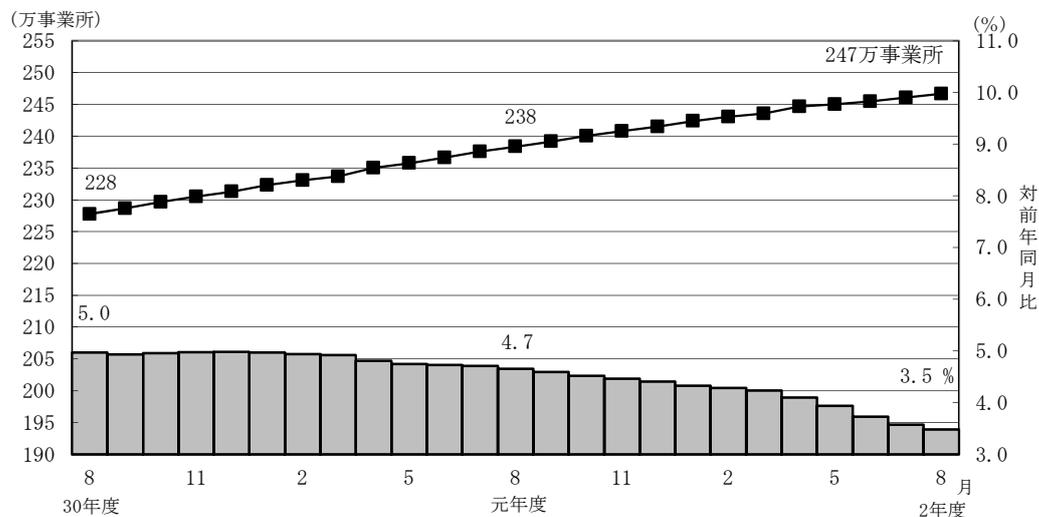
- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。
2. 年金総額には一部停止額を含む。
3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

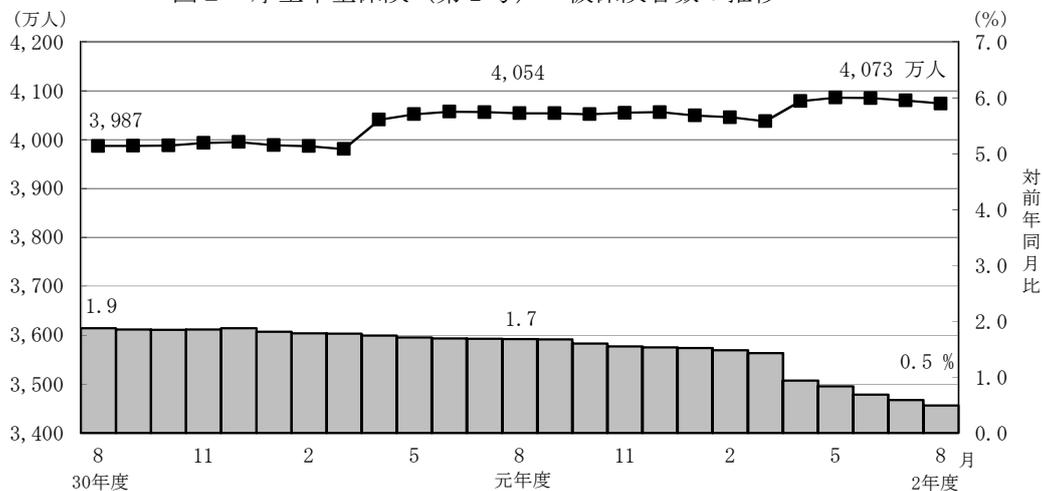
○ 令和2年8月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は247万事業所であり、前年同月に比べて8万事業所（3.5%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



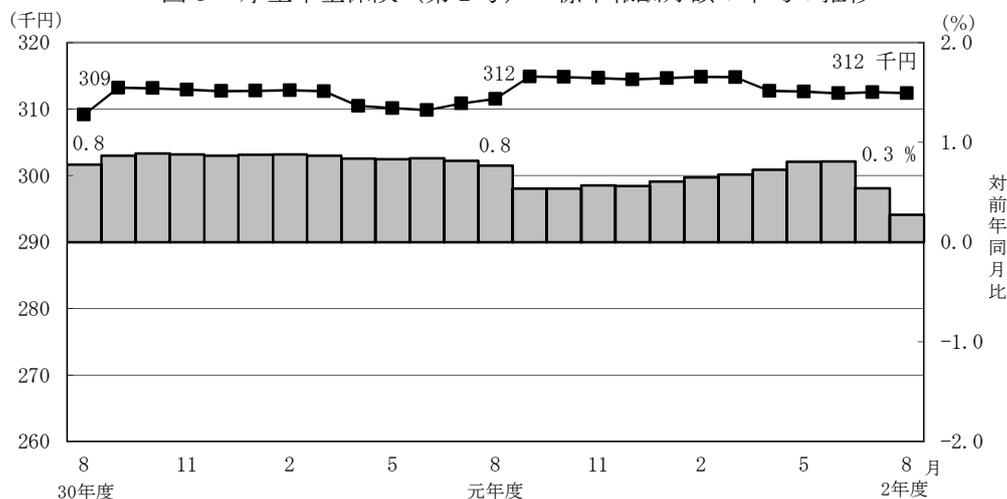
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,073万人となっており、前年同月に比べて20万人（0.5%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,495万人（対前年同月比2万人、0.1%減）、女子が1,573万人（対前年同月比22万人、1.4%増）、坑内員が5百人（対前年同月比53人、10.2%減）、船員が5万人（対前年同月比1千人、2.0%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、31万2,381円となっており前年同月に比べて0.3%増加している。内訳をみると、一般男子は35万4,297円（対前年同月比0.2%増）、女子は24万5,583円（対前年同月比0.9%増）、坑内員は36万5,987円（対前年同月比1.1%増）、船員が40万3,499円（対前年同月比0.7%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

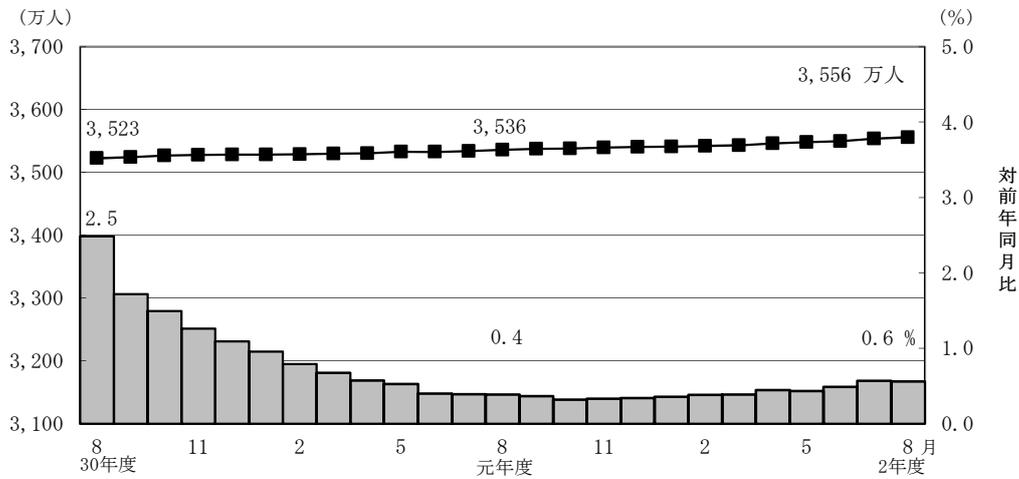


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は27万事業所、賞与支給被保険者数は355万人、標準賞与額の前平均は25万8,934円となっている。

(2) 給付状況

- 令和2年8月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,556万人（旧法厚年分84万人、新法厚年分3,435万人、旧法船保分2万人、旧共済分35万人）で、前年同月に比べて20万人（0.6%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,946万人（旧法厚年分51万人、新法厚年分2,867万人、旧法船保分7千人、旧共済分27万人）で、前年同月に比べて13万人（0.4%）増加している。
- 障害給付の受給者数は46万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分42万人、旧法船保分1千人、旧共済分3千人）で、前年同月に比べて1万人（3.0%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は564万人（旧法厚年分30万人、新法厚年分526万人、旧法船保分1万人、旧共済分7万人）で、前年同月に比べて6万人（1.0%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和2年8月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額は、14万6,450円となっている。

- 令和2年8月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は4万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は16万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和2年3月	30,402	17,918	12,484	17,891,272	15,533,381	2,357,891	49,041	72,243	15,739
4月	29,208	17,033	12,175	17,015,013	14,711,927	2,303,086	48,546	71,978	15,764
5月	32,030	18,928	13,102	18,527,364	16,033,036	2,494,328	48,203	70,588	15,865
6月	36,787	21,685	15,102	21,074,346	18,198,129	2,876,217	47,740	69,934	15,871
7月	40,309	23,596	16,713	23,024,674	19,844,160	3,180,514	47,600	70,083	15,858
8月	44,861	26,127	18,734	25,593,645	22,024,402	3,569,243	47,542	70,248	15,877

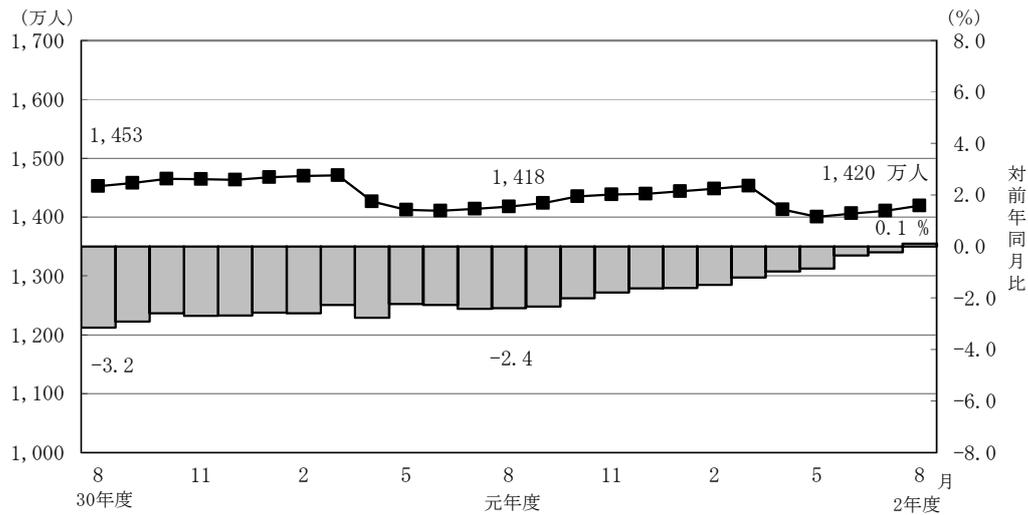
	高年齢雇用継続給付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和2年3月	187,445	179,731	7,714	24,763,945	24,073,330	690,614	11,009	11,162	7,461
4月	180,407	172,757	7,650	23,778,410	23,091,992	686,418	10,984	11,139	7,477
5月	170,106	162,608	7,498	22,324,471	21,657,673	666,798	10,937	11,099	7,411
6月	165,025	157,567	7,458	21,637,022	20,972,520	664,502	10,926	11,092	7,425
7月	162,401	154,956	7,445	21,306,792	20,632,396	674,397	10,933	11,096	7,549
8月	162,755	155,137	7,618	21,270,325	20,586,668	683,657	10,891	11,058	7,479

3. 国民年金

(1) 適用状況

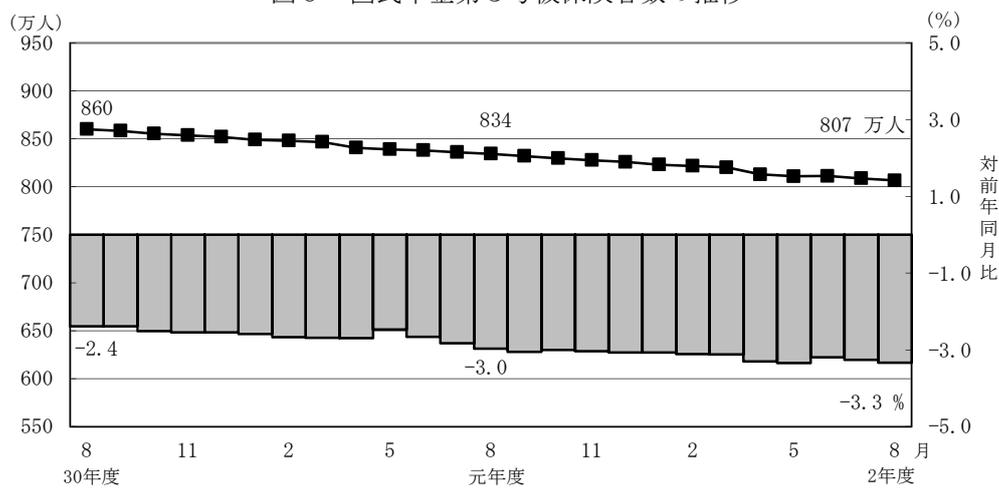
- 令和2年8月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,420万人となっており、前年同月に比べて2万人（0.1%）増加している。内訳をみると、男子は741万人（対前年同月比4万人、0.5%増）、女子は678万人（対前年同月比2万人、0.3%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は807万人となっており、前年同月に比べて28万人（3.3%）減少している。内訳をみると、男子は12万人（対前年同月比4千人、3.2%増）、女子は795万人（対前年同月比28万人、3.4%減）となっている。

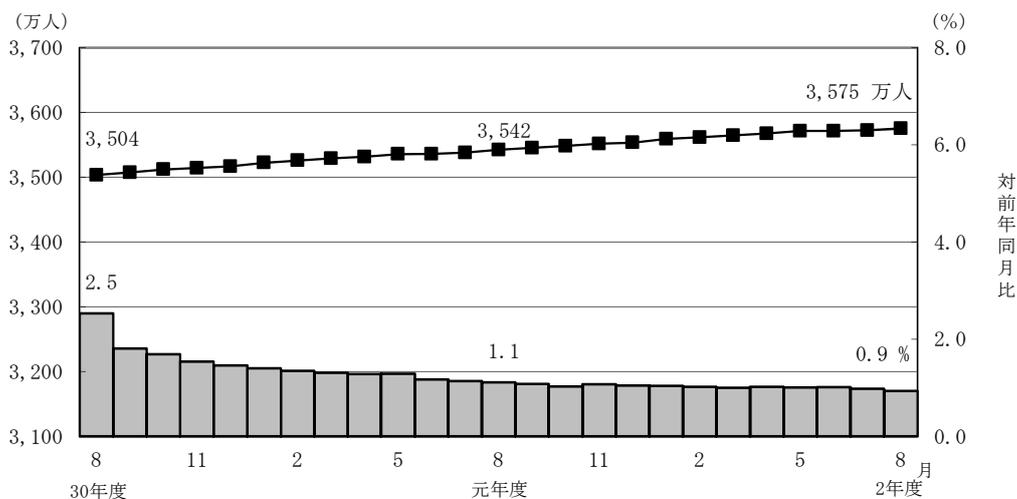
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



(2) 給付状況

- 令和2年8月末の国民年金受給者数は3,575万人（旧法拠出制76万人、基礎年金3,500万人）で、前年同月に比べて33万人（0.9%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,366万人（旧法拠出制71万人、基礎年金3,295万人）で、前年同月に比べて30万人（0.9%）増加している。
- 障害給付の受給者数は201万人（旧法拠出制4万人、基礎年金197万人）で、前年同月に比べて3万人（1.7%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制8千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて2千人（2.7%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和2年8月末で5万6,241円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万3,879円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、8月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は6.0%である。なお、令和元年度新規裁定者の繰上げ受給率は6.1%となっている。